

小諸市告示第 67 号

小諸市自治基本条例を考える市民討議会要綱を次のように定める。

平成 25 年 4 月 26 日

小諸市長 柳 田 剛 彦

小諸市自治基本条例を考える市民討議会要綱

(設置)

第 1 条 小諸市自治基本条例（平成 22 年小諸市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 32 条の規定により、条例の評価及び検討を行うため、小諸市自治基本条例を考える市民討議会（以下「討議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 討議会は、社会情勢の変化等を考慮し、条例の運用状況及び小諸市の自治の最高規範としての妥当性について評価及び検討を行う。

2 前項に規定する評価及び検討は、市長の求めに基づいて行い、その結果を市長に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 討議会は、討議員 20 人以内をもって組織する。

2 討議員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 条例第 3 条第 1 号に規定する市民
- (2) 条例第 3 条第 3 号に規定する市民活動団体に属する者
- (3) 条例第 3 条第 4 号に規定する区の長
- (4) 条例第 3 条第 5 号に規定する事業者
- (5) 市議会議員

3 前項第 1 号の市民には、公募に応じた者を含むものとする。

(任期)

第 4 条 討議員の任期は、委嘱の日から第 2 条の規定による提言をした日までとする。

(座長等)

第 5 条 討議会に座長及び副座長 1 人を置き、討議員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 討議会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、討議に参加させることができる。

(庶務)

第7条 討議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、討議会の運営に関し必要な事項は、座長が討議会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる討議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。